

申請に対する処分

処分名	退職被保険者被扶養認定
根拠法令	国民健康保険法第8条の2第2項
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

国民健康保険の退職被保険者

申請の方法

「退職被保険者・退職被扶養者該当届」並びに「生計維持申立書」を提出する。（認め印が必要）

認定の要件

原則として、認定対象者の年間収入が130万円未満（対象者が60歳以上か、厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合には180万円未満）であり、退職被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

原則条件に該当しない場合でも、認定対象者の年間収入が130万円未満（対象者が60歳以上か、厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合には180万円未満）であり、退職被保険者の年間収入を上回らず、当該退職被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき。

2 標準処理時間

即日